

2025 年 10 月 14 日

各位

東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号

株式会社アイデミー

代表取締役 執行役員 社長 石川 聡彦

株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主であるアクセンチュア株式会社（以下「アクセンチュア」といいます。）から、2025 年 10 月 14 日付で、会社法第 179 条の 3 第 1 項の規定により、当社の株主の全員及び新株予約権者の全員（但し、アクセンチュア及び当社を除きます。以下、かかる株主を「本売渡株主」、かかる新株予約権者を「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本売渡新株予約権」といい、本売渡株式と併せて「本売渡株式等」といいます。）の全部をアクセンチュアに売り渡すことの請求（以下、本売渡株式に関する請求を「本株式売渡請求」、本売渡新株予約権に関する請求を「本新株予約権売渡請求」といい、これらの請求を総称して、「本売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受領し、これを受け、同日付の取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：アクセンチュア株式会社
住所：東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）
アクセンチュアは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 1,450 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
- （１）特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（同号イ）
- 該当事項はありません。
- （２）本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（同号ロ及びハ）
- アクセンチュアは、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下、本株式売渡対価と併せて「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡新株予約権のうち、第 1 回新株予約権 1 個につき 1,271 円、第 2 回新株予約権 1 個につき 1,000 円、第 3 回新株予約権 1 個につき 1 円、第 4 回新株予約権 1 個につき 850 円、第 5 回新株予約権 1 個につき 850 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
5. 特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
- 2025 年 11 月 10 日
6. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）
- アクセンチュアは、本売渡対価の全てを、アクセンチュアが保有する現預金によりお支払します。アクセンチュアは、アクセンチュアが 2025 年 8 月 15 日から同年 9 月 29 日までの期間に実施した公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、同年 8 月 13 日現在のアクセンチュアの預金に係る同月 14 日付残高証明書を提出しており、また、同月 13 日以降、アクセンチュアにおいて、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。
7. その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）
- 本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。
- 但し、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主及び本売渡新株予約権者については、当社の本社所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてアクセンチュアが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所

及び方法により)、本売渡対価を交付するものとします。

以 上